

あいち小児保健医療総合センター公的研究費不正防止計画

公的研究費については、不正使用等の事件が相次いで発覚するなど、国民の信頼を損なう深刻な問題となっている。

このため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定。以下、「ガイドライン」という。）が策定されるなど、研究費不正防止への対応がより実効性のある取組として研究機関に求められている。

当センターでは、不正使用防止を徹底するため「公的研究費不正使用防止基本方策」を定め、「ガイドライン」を踏まえた責任体制の明確化、研究費の管理・運営体制の整備を推進するものとする。

1 公的研究費等の不正使用等防止に向けた管理運営体制の整備

公的研究費等の不正使用等防止に関する管理責任及び各責任者の役割を明確化する。また、これらをホームページで公開し、常にセンター内外に周知する。

【あいち小児保健医療総合センターにおける公的研究費の運営・管理の責任体系】

◎最高管理責任者：センター長

当センターに公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理者をおき、センター長をもって、充てる。

◎総括管理責任者：副センター長

当センターに最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について当センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括責任者を置き、副センター長をもって充てる。

◎コンプライアンス推進責任者：部長

公的研究費の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務長をもって、充てる。

2 公的研究費等の不正使用等防止に関する取組方針

(1) 関係者の意識向上に関する事項

- ① 公的研究費等の不正使用等については、センター全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、構成員に認識させるための取り組みを行う。
- ② 不正使用の防止に係る行動規範を策定し、構成員に周知する。
- ③ コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の実施や受講状況の管理監督を行う。

(2) 公的研究費等の適切な管理・運営の基礎となる環境に関する事項

- ① 公的研究費等の使用ルール等に関しての相談を受け付ける体制を整備する。
- ② 公的研究費等の使用ルール等に関して構成員へ周知するとともに、理解度を把握するために不正使用の防止に係る研修会の開催等の取り組みを行う。

(3) 不正使用等の発生要因の把握に関する事項

- ① 研究現場における公的研究費等の使用について、構成員の間で、課題点等を共有するための取り組みを行う。
- ② 不正な取引は業者との関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する取り組みを行う。
- ③ 不正の起こりうる要因や背景等を把握し、公的研究費等の不正使用等を防止するための取り組みに反映させる。

(4) 不正防止対策に関する事項

- ① 検収業務が適正かつ確実に実施されるための取り組みを行う。
- ② 適正な予算執行を行うため、計画的な早期執行を実現するための取り組みを行う。
- ③ 旅費、謝金、賃金等について、適正に執行していることを検証するための取り組みを行う。

(5) 公的研究費等のモニタリングに関する事項

- ① 関係部署が連携し、公的研究費等の執行に関するモニタリングを実施する。
- ② モニタリングを通じて、教育研究現場の現状を把握し、不正発生要因に応じて、不正使用等の防止に向けた取り組みに反映する。

3 内部監査の実施

(1) 監査員は、定期及び臨時に内部監査を実施する。

(2) 監査員は、上記(1)の監査を行った結果を取りまとめ、センター内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、最高管理責任者に対して必要な措置を講じるよう求める。

4 不正使用に対する調査および懲戒

- ① 不正使用に関する通報窓口を小児センターの事務部総務グループに設置する。
- ② 不正使用が疑われる場合の調査、是正措置等に関する実施体制を整備する。
- ③ 不正使用が行われた場合、県の懲戒処分基準に基づき厳格に対応していく。

5 不正防止計画の見直し

上記の項目は、公的研究費等の不正使用等を防止するため、当面取り組むべき事項を掲げたものであり、今後、不正使用等防止のための取り組みを推進するとともに、厚生労働省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、現実的で実効性のある取り組みとなるよう不断の見直しを行う。

6 その他

不正防止計画の実施に当たっては、研究経費管理担当において行動計画の進捗管理を行うとともに、当該年度毎に取り組み結果を評価し、不正防止計画に反映させる。

	不正を発生させる要因	当センターにおける不正防止対策
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールが明確化されていない。 ・ルールと運用の実態が乖離している。 	センター内における公的研究費等に係る取扱及び研究活動における注意事項に関し必要な事項を事務要領定めている。
2	ルールの全体像が体系化されていない、体系化されていてもそれが適切に関係者に周知されていない。	センター内のホームページに掲載および周知。
3	事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任が明確に定まっていない。	物品等に関する研究者発注を認めない。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費の不正使用問題に対する関係者の意識が低い。 ・関係者が行動規範や研究費の使用ルールをどの程度理解しているか確認できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費の管理・運営及び研究活動を行う全ての構成員を対象に、説明会を実施する。 ・研究活動に関する不正行為防止のため、全ての職員に研修(e-learning 研修等)を義務付け、その受講状況については、研究経費担当で常時把握する。 ・事務処理要領を作成し、研究費の使用にあたっての複雑なルールをできるだけわかりやすく記載した。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内外から研究費使用に関する相談窓口通報窓口が設置されていない。 ・研究活動の不正行為に対する告発窓口が整理されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内の窓口を事務部総務グループに設置する。 ・上記については、センターホームページでも公開する。
6	研究費不正使用発生時及び研究活動の不正行為の調査手続及び不正使用認定後の懲戒手続に関する規程整備ができていない、またその運用が透明化されていない。	研究活動上の不正の調査に関する規程を整備し、不正が生じた場合の対応を規定した。 なお、不正が認定された場合の処分については、愛知県職員の例によることとした。
7	予算の執行が特定の時期に偏っていないか等、予算の執行状況を検証できる体制や仕組みが整備されていない。	9月末及び12月末の時点で、研究費の執行状況について、事務部が確認を行い、執行率が50%未満の研究費をリストアップして、各部の事務担当者に報告する。

8	研究者と業者の癒着を防止する対策が講じられていない。	平成 27 年度から、研究者に対し、不正防止に関する誓約書の提出を求める。 また、業者に対してはホームページで取引停止基準を公開する。
9	発注・検収業務における当事者以外の者による検収体制。	研究費によって発注された全ての事案に対して、事務部職員が検収を実施する。 特殊な役務の提供に関する検収についても、報告書等で役務等が実施されたことを確認する。
10	同一の研究室における、同一業者・同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や特定の研究室との取引を新規に開始した業者に発注が偏っていないか等、発注状況を確認できる体制が整備されていない。	同一業者への発注が多頻度に及ぶ場合等は、内部監査において、リスクアプローチ監査の対象とする。
11	換金性の高い物品（パソコン等）について、適切な管理方法が定められていない。定められていても周知されていない。	備品(1 件 10 万円以上)は、備品管理となる。また、2 万円以上 10 万円未満で、換金性の高い物品（パソコン、タブレットコンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器等）は研究経費担当が台帳で管理をする。 また、内部監査においても、実地監査の対象とする。
12	研究者の出張計画の実行状況等を事務で把握できていない。	研究費における出張等については、出張申請書の事前提出と復命書の事後報告を求める。 また、その際に、必要事項を詳細に記入することとし、特に復命書については、その出張内容に応じ報告内容及び必要書類の厳格化を実施する。
13	研究支援者等の勤務実態を 事務側で把握できていない。	アルバイト等の研究支援者等の出勤管理については、担当事務局により実施する。